

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 25 年 5 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 一般統計調査の承認	4
エネルギー消費統計調査（平成25年承認）（経済産業省）	4
建築物実態調査（平成25年承認）（国土交通省）	11
港湾運送事業雇用実態調査（平成25年承認）（厚生労働省）	12
歯科技工料調査（平成25年承認）（厚生労働省）	13
3 届出統計調査の受理	14
(1) 新規	14
広島県地域包括ケア（地域生活ニーズ）調査（平成25年届出）（広島県）	15
グローバル人材に関する企業アンケート（平成25年届出）（岩手県）	16
仙台市企業経営動向調査（平成25年届出）（仙台市）	17
震災復興支援に向けた市内事業所に対するアンケート調査（平成25年届出）（仙台市）	18
福岡市商店街実態調査（平成25年届出）（福岡市）	19
市町村における住民の転入・転出理由に関するアンケート調査（平成25年届出）（茨城県）	20
神奈川県観光客消費動向等調査（平成25年届出）（神奈川県）	22
神奈川県入込観光客調査（平成25年届出）（神奈川県）	23
民間保育士給与調査（平成25年届出）（大阪市）	25
こころとからだの健康調査（平成25年届出）（東京都）	26
(2) 変更	27
職種別民間給与実態調査附帯調査（平成25年届出）（新潟県・新潟市）	27
職種別民間給与実態調査附帯調査（平成25年届出）（大阪府・大阪市・堺市）	28
静岡市女性の労働実態調査（平成25年届出）（静岡市）	29
受動喫煙に関する県民意識調査（平成25年届出）（神奈川県）	31
受動喫煙に関する施設調査（平成25年届出）（神奈川県）	32
京都府民の意識調査（平成25年届出）（京都府）	33

労働条件等実態調査（平成25年届出）（和歌山県）	34
夏季一時金等要求・妥結状況調査（平成25年届出）（茨城県）	36
広島県職場環境実態調査（平成25年届出）（広島県）	37

○基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
該当無し			

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

○一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H25. 5. 8	エネルギー消費統計調査（平成25年承認）	経 済 産 業 大 臣
H25. 5. 14	建築物実態調査（平成25年承認）	国 土 交 通 大 臣
H25. 5. 20	港湾運送事業雇用実態調査（平成25年承認）	厚 生 労 働 大 臣
H25. 5. 24	歯科技工料調査（平成25年承認）	厚 生 労 働 大 臣

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

○届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H25. 5. 9	広島県地域包括ケア（地域生活ニーズ）調査	広島県知事
H25. 5. 15	グローバル人材に関する企業アンケート	岩手県知事
H25. 5. 16	仙台市企業経営動向調査	仙台市長
H25. 5. 16	震災復興支援に向けた市内事業所に対するアンケート調査	仙台市長
H25. 5. 20	福岡市商店街実態調査	福岡市長
H25. 5. 22	市町村における住民の転入・転出理由に関するアンケート調査	茨城県知事
H25. 5. 24	神奈川県観光客消費動向等調査	神奈川県知事
H25. 5. 24	神奈川県入込観光客調査	神奈川県知事
H25. 5. 29	民間保育士給与調査	大阪府行政委員会委員長
H25. 5. 30	こころとからだの健康調査	東京都知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（新規）について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H25. 5. 1	職種別民間給与実態調査附帯調査	新潟県人事委員会委員長、新潟市人事委員会委員長
H25. 5. 7	職種別民間給与実態調査附帯調査	大阪府人事委員会委員長、大阪府行政委員会委員長、堺市人事委員会委員長
H25. 5. 20	静岡市女性の労働実態調査	静岡市長
H25. 5. 23	受動喫煙に関する県民意識調査	神奈川県知事
H25. 5. 23	受動喫煙に関する施設調査	神奈川県知事
H25. 5. 23	京都府民の意識調査	京都府知事
H25. 5. 23	労働条件等実態調査	和歌山県知事
H25. 5. 29	夏季一時金等要求・妥結状況調査	茨城県知事
H25. 5. 31	広島県職場環境実態調査	広島県知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（変更）について掲載したものである。

○一般統計調査の承認

【調査名】 エネルギー消費統計調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年5月8日

【実施機関】 経済産業省資源エネルギー庁長官官房総合政策課需給政策室

【目的】 本調査は、我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－第1号調査票（a） 2－第1号調査票（b） 3－第2号調査票
4－第3号調査票 5－第4号調査票 6－第5号調査票 7－第6号調査票
8－第7号調査票 9－第8号調査票 10－第9号調査票

【公表】 インターネット（調査実施年の翌年3月末）

【備考】 今回の変更は、調査票－1号から調査票－7号に係る調査対象範囲及び調査事項の一部変更等。

※

【調査票名】 1－第1号調査票（a）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類「E製造業」に属する従業者数9人以下の事業所（経済産業省特定業種石油等消費統計調査の調査対象事業所を除く。）、並びに大分類「G情報通信業」、「H運輸業、郵便業」（小分類「421鉄道業」を除く。）、「I卸売業、小売業」、「J金融業、保険業」、「K不動産業、物品賃貸業」（小分類「692貸家業、貸間業」及び「693駐車場業」のうち、個人経営の事業所を除く。）、「L学術研究、専門・技術サービス業」、「M宿泊業、飲食サービス業」（細分類「7599他に分類されない宿泊業」を除く。）、「N生活関連サービス業、娯楽業」、「O教育、学習支援業」、「P医療、福祉」、「Q複合サービス業」及び「Rサービス業（他に分類されないもの）」に属する従業者数19人以下の事業所であって、第3号調査票～第7号調査票に該当しない事業所（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿を母集団とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出枠を設定し、無作為に抽出した調査対象事業所のうち、後記⑤のビルオーナー等名簿に登録されていない事業所を選定する。ただし、前年度調査までの結果、（常用稼働していると判断した時価発電設備を所有・管理している事業所。）を基に作成した自家発電設備名簿に登録されている事業所については全数調査とする。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）40,000／4,500,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 （系統）資源エネルギー庁－民間事業者－報

告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月～6月15日(ただし、平成24年度調査は平成25年6月～7月22日)

【調査事項】 1. (1) 調査対象所在地、(2) 事業所名、(3) 通称名、2. 購入電力量又は受電量、3. 電力の契約会社及び契約種別、4. 燃料消費量、5. (1) 自家発電設備の所有・管理状況、(2) 自家発電設備の稼働状況、(3) 自家発電量、(4) 自家発電の販売・払出量、6. (1) 従業者数、(2) 延べ床面積、(3) 売上高・営業収入

※

【調査票名】 2-第1号調査票(b)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類の大分類「E製造業」に属する従業者数10人以上の事業所(経済産業省特定業種石油等消費統計調査の調査対象事業所を除く。)、大分類「F電気・ガス・熱供給・水道業」(小分類「331電気業」のうち発電所及び小分類「341ガス業」のうちガス製造工場を除く。)に属する事業所並びに大分類「G情報通信業」、「H運輸業、郵便業」(小分類「421鉄道業」を除く。)、**「I卸売業、小売業」、「J金融業、保険業」、「K不動産業、物品賃貸業」(小分類「692貸家業、貸間業」及び「693駐車場業」のうち、個人経営の事業所を除く。)**、「L学術研究、専門・技術サービス業」、「M宿泊業、飲食サービス業」(細分類「7599他に分類されない宿泊業」を除く。)、**「N生活関連サービス業、娯楽業」、「O教育、学習支援業」、「P医療、福祉」、「Q複合サービス業」及び「Rサービス業(他に分類されないもの)」**に属する従業者数20人以上の事業所であって、第3号調査票～第7号調査票に該当しない事業所(抽出枠)平成21年経済センサス基礎調査名簿を母集団とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定し、無作為に抽出した調査対象事業所のうち、後記⑤のビルオーナー等名簿に登載されていない事業所を選定する。ただし、製造業は従業者数50人以上、非製造業は従業者数100人以上の事業所、または、自家発電設備名簿に登載されている事業所については全数調査とする。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)95,000/600,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統)資源エネルギー庁-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年4月～6月15日 ただし、平成24年度調査は平成25年6月～7月22日

【調査事項】 1. (1) 調査対象所在地、(2) 事業所名、(3) 通称名、2. 購入電力量又は受電量、3. 電力の契約会社及び契約種別、4. (1) 燃料消費量、(2)

燃料転換量、5. (1) 自家発電設備の所有・管理状況、(2) 自家発電設備の稼働状況、(3) 自家発電量、(4) 自家発電の販売・払出量、6. (1) 熱源の購入・受入量、(2) 熱源の発生・回収量、(3) 熱源の消費量、(4) 熱源の販売・払出量、7. (1) 従業者数、(2) 延べ床面積、(3) 売上高・営業収入

※

【調査票名】 3-第2号調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類「A 農業、林業」(小分類「011 耕種農業」及び「012 畜産農業」を除く。)、 「B 漁業」、「C 鉱業、採石業、砂利採取業」及び「D 建設業」に属する事業所であって、第3号調査票～第7号調査票に該当しない事業所 (抽出枠) 平成21年経済センサス基礎調査名簿を母集団とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定し、無作為に抽出した調査対象事業所を選定する。ただし、従業者数100人以上の事業所、または、自家発電設備名簿に登録されている事業所については全数調査とする。

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 18,000/600,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統) 資源エネルギー庁-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年4月～6月15日 ただし、平成24年度調査は平成25年6月～7月22日

【調査事項】 1. (1) 調査対象所在地、(2) 事業所名、(3) 通称名、2. 購入電力量又は受電量、3. 電力の契約会社及び契約種別、4. 燃料消費量、5. (1) 自家発電設備の所有・管理状況、(2) 自家発電設備の稼働状況、(3) 自家発電量、(4) 自家発電の販売・払出量、6. (1) 従業者数、(2) 延べ床面積、(3) 売上高・営業収入

※

【調査票名】 4-第3号調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 国、地方公共団体に属する事業所 (平成21年経済センサス基礎調査における乙調査対象事業所) (抽出枠) 平成21年経済センサス基礎調査名簿を母集団とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定し、無作為に抽出した調査対象事業所のうち、後記⑤のビルオーナー等名簿に登録されていない事業所を選定する。ただし、製造業は従業者数50人以上、非製造業は従業者数100人以上の事業所、または、自家発電設備名簿に登録されている事業所については全数調査とする。

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 15,000/160,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統) 資源エネルギー庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年4月～6月15日 ただし、平成24年度調査は平成25年6月～7月22日

【調査事項】 1. (1) 調査対象所在地、(2) 事業所名、(3) 通称名、2. 購入電力量又は受電量、3. 電力の契約会社及び契約種別、4. (1) 燃料消費量、(2) 燃料転換量、5. (1) 自家発電設備の所有・管理状況、(2) 自家発電設備の稼働状況、(3) 自家発電量、(4) 自家発電の販売・払出量、6. (1) 熱源の購入・受入量、(2) 熱源の発生・回収量、(3) 熱源の消費量、(4) 熱源の販売・払出量、7. (1) 従業者数、(2) 延べ床面積

※

【調査票名】 5－第4号調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 前年度調査までの結果から、第1号調査票、第2号調査票及び第3号調査票においてビルオーナー等がビル・施設全体のエネルギーについて把握していると回答した事業所のビルオーナー等のうち、民営のビルオーナー等 (抽出枠) 平成21年経済センサス基礎調査名簿を母集団とし、熱量換算エネルギー消費量の合計が、産業別に、目標精度を達成するために必要な抽出数を設定し、無作為に抽出した調査対象事業所のうち、前年度調査までの結果 (第1号調査票、第2号調査票及び第3号調査票においてビルオーナー等がビル・施設全体のエネルギーについて把握していると回答した事業所のビルオーナー等のうち、民営のビルオーナー等) を基に作成したビルオーナー等名簿に登載されている事業所を選定し、そのビルオーナー等を報告者とする。ただし、自家発電設備名簿に登載されているビルオーナー等については全数調査とする。

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,600 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統) 資源エネルギー庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年4月～6月15日 ただし、平成24年度調査は平成25年6月～7月22日

【調査事項】 1. (1) 調査対象所在地、(2) 事業所名、(3) 通称名、2. 購入電力量又は受電量、3. 電力の契約会社及び契約種別、4. 燃料消費量、5. (1) 自家発電設備の所有・管理状況、(2) 自家発電設備の稼働状況、(3) 自家発電量、(4) 自家発電の販売・払出量、6. (1) 従業者数、(2) 延べ床面積、(3) 売上高・営業収入

※

【調査票名】 6－第5号調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) エネルギー使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)に基づく定期報告の対象事業所(第1種・第2種エネルギー管理指定工場)のうち、第3号調査票に該当しない事業所のビルオーナー等 (抽出枠) エネルギー管理指定工場名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 2,000 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統) 資源エネルギー庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年4月～6月15日 ただし、平成24年度調査は平成25年6月～7月22日

【調査事項】 1. (1) 調査対象所在地、(2) 事業所名、(3) 通称名、2. 購入電力量又は受電量、3. (1) 燃料消費量、(2) 燃料転換量、4. (1) 自家発電設備の所有・管理状況、(2) 自家発電設備の稼働状況、(3) 自家発電量、(4) 自家発電の販売・払出量、5. (1) 熱源の購入・受入量、(2) 熱源の発生・回収量、(3) 熱源の消費量、(4) 熱源の販売・払出量、6. (1) 従業者数、(2) 延べ床面積、(3) 売上高・営業収入

※

【調査票名】 7－第6号調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 省エネ法に基づく定期報告の対象事業所(第1種・第2種エネルギー管理指定工場)のうち、ビル・施設を除く事業所であって、第3号調査票及び第7号調査票に該当しない事業所 (抽出枠) エネルギー管理指定工場名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 9,900 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統)

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年4月～6月15日 ただし、平成24年度調査は平成25年6月～7月22日

【調査事項】 1. (1) 調査対象所在地、(2) 事業所名、(3) 通称名、2. 購入電力量又は受電量、3. 電力の契約会社及び契約種別、4. 燃料消費量、5. (1) 自家発電設備の所有・管理状況、(2) 自家発電設備の稼働状況、(3) 自家発電量、(4) 自家発電の販売・払出量、6. (1) 従業者数、(2) 延べ床面積、(3) 売上高・営業収入

※

【調査票名】 8－第7号調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 熱供給事業法に基づく熱供給事業者、省エネ法に基づく定期報告の対象事業所(第1種・第2種エネルギー

管理指定工場)のうち熱供給業を営む事業所及び前年度調査の結果から、熱を発生かつ販売していると回答した事業所 (抽出枠) 熱供給事業者名簿、エネルギー管理指定工場名簿及び前年度調査の結果から、熱を発生かつ販売していると回答した事業所名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 190 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統) 資源エネルギー庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年4月～6月15日 ただし、平成24年度調査は平成25年6月～7月22日

【調査事項】 1. (1) 調査対象所在地、(2) 事業所名、(3) 通称名、2. 購入電力量又は受電量、3. 電力の契約会社及び契約種別、4. 燃料消費量、5. (1) 自家発電設備の所有・管理状況、(2) 自家発電設備の稼働状況、(3) 自家発電量、(4) 自家発電の販売・払出量、6. (1) 従業者数、(2) 延べ床面積、(3) 売上高・営業収入

※

【調査票名】 9－第8号調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 電気事業法に基づく一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者 (抽出枠) 一般電気事業者名簿、特定電気事業者名簿及び特定規模電気事業者名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 63 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系統) 資源エネルギー庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年4月～6月15日 ただし、平成24年度調査は平成25年6月～7月22日

【調査事項】 1. (1) 調査対象所在地、(2) 事業所名、(3) 通称名、2. 購入電力量又は受電量、3. 電力の契約会社及び契約種別、4. 燃料消費量、5. (1) 自家発電設備の所有・管理状況、(2) 自家発電設備の稼働状況、(3) 自家発電量、(4) 自家発電の販売・払出量、6. (1) 従業者数、(2) 延べ床面積、(3) 売上高・営業収入

※

【調査票名】 10－第9号調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) ガス事業法に基づく一般ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者 (抽出枠) 一般ガス事業者名簿、ガス導管事業者名簿及び大口ガス事業者名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 241 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前年4月1日～調査実施年の3月末日 (系

統) 資源エネルギー庁—民間事業者—報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日) 毎年4月～6月15日 ただし、平成24年度調査は平成25年6月～7月22日

【調査事項】 1. (1) 本社の所在地、(2) 企業名、2. 産業別・都道府県別ガス販売量

【調査名】 建築物実態調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年5月14日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報政策課

【目的】 本調査は、着工建築物及び除却建築物の届出の実態を現地調査により把握し、住宅行政等の基礎資料とする。

【調査の構成】 1－建築物実態調査票

【公表】 インターネット及び印刷物

【備考】 1. 調査事項の一部変更、(1) 調査対象の範囲、(2) 調査結果の公表の方法及び期日、(3) 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更

※

【調査票名】 1－建築物実態調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 調査実施年の前年中に建築工事に着手した建築物及び除却の工事が行われた除却建築物の使用主等 (抽出枠) 国勢調査区から調査区を都道府県別・市部郡別に無作為に抽出し、調査区内を調査員が回り選定する。

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1, 126 / 540, 000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 他計 (把握時) 調査実施前年の1月1日～12月31日 (系統) 国土交通省－都道府県－統計調査員(都道府県、市町村職員等)－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年9月1日～11月15日

【調査事項】 1. 着工建築物 (1) 建築主の種別、(2) 着工時期、(3) 工事種別、(4) 1棟の用途、(5) 構造、(6) 床面積の合計、(7) 工事別、(8) 住宅の種類、(9) 住宅の戸数、(10) 住宅の床面積の合計、2. 除却建築物 (1) 除却原因、(2) 除却時期、(3) 用途、(4) 構造、(5) 建築物の数、(6) 住宅の戸数、(7) 床面積の合計

【調査名】 港湾運送事業雇用実態調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年5月20日

【実施機関】 厚生労働省職業安定局建設・港湾対策室

【目的】 本調査は、港湾労働法第2条第2号の規定に基づく一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業並びに港湾運送関連事業を行う事業所について、当該事業に従事する労働者の雇用の実態を調査し、今後の港湾労働対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－港湾運送事業雇用実態調査票

【公表】 インターネット（e-s t a t）

【備考】 今回の変更は、① 厚生労働省が取り組んでいる高年齢者雇用確保措置に関して、港湾運送事業における継続雇用制度の導入状況に係る調査事項を新たに設ける。② 港湾労働法に定める港湾労働者派遣制度（※）に関して、港湾派遣労働者及び日雇労働者の職種別就労状況並びに港湾派遣労働者の派遣就業日数の制限に係る調査事項を新たに設ける。※ 港湾労働事業者が、自ら雇用する常用労働者により対応ができない場合に、他の事業主の直接常用雇用労働者を受け入れることを可能とする制度。ただし、港湾労働者の派遣就業には、「1人1月につき7日」の上限がある。

※

【調査票名】 1－港湾運送事業雇用実態調査票

【調査対象】 （地域）港湾労働法第2条第1号に規定する港湾（東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港及び関門港） （単位）事業所 （属性）港湾労働法第2条第2号の規定に基づく一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業並びに港湾運送関連事業を行う事業所 （抽出枠）港湾労働法第2条第1号に規定する港湾（東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港及び関門港）及び港湾労働法第2条第2号の規定に基づく港湾運送事業又は港湾運送関連事業を行う事業所の範囲における約1000事業所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,000 （配布）調査員 （収集）調査員
（記入）他計 （把握時）平成25年6月30日 （系統）厚生労働省→都府県労働局→公共職業安定所→統計調査員

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年7月1日～7月31日

【調査事項】 1. 事業所の属性に関する状況、2. 港湾運送事業量に関する事項、3. 常用労働者の労働条件に関する事項、4. 港湾派遣労働者及び日雇労働者の利用に関する事項、5. 荷役の波動性に関する事項、6. 教育訓練の実施に関する事項

【調査名】 歯科技工料調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年5月24日

【実施機関】 厚生労働省保険局医療課

【目的】 本調査は、歯冠修復及び欠損補綴に際して用いられる各種歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科保険医療について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－歯科医療機関用調査票 2－歯科技工所用調査票

【公表】 非公表

※

【調査票名】 1－歯科医療機関用調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）歯科医療機関 （抽出枠）医療施設調査の結果を基に作成する名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,400/68,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）西暦奇数年の7月1日～7月31日 （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）西暦奇数年の6月下旬～9月9日

【調査事項】 1. 歯科医療機関における外注歯科技工料に係る歯科技工物別の金額、2. 総取扱い件数

※

【調査票名】 2－歯科技工所用調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）歯科技工所 （抽出枠）社団法人日本歯科技工士会の名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,200/4,900 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）西暦奇数年の7月1日～7月31日 （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）西暦奇数年の6月下旬～9月9日

【調査事項】 1. 歯科技工所における外注歯科技工料に係る歯科技工物別の金額、2. 総取扱い件数

○届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 広島県地域包括ケア（地域生活ニーズ）調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月9日

【実施機関】 広島県健康福祉局高齢者支援課

【目的】 本調査は、在宅の要支援・要介護認定の更新申請者やその家族がおかれている現状や在宅医療、介護、予防、住まい、生活支援等の地域生活ニーズについて明らかにし、各市町における地域包括ケアシステムの構築を行うための基礎資料とするもの。

【調査の構成】 1－広島県地域包括ケア（地域生活ニーズ）調査票

※

【調査票名】 1－広島県地域包括ケア（地域生活ニーズ）調査票

【調査対象】 （地域）広島県全域 （単位） （属性）在宅で生活している要支援・要介護者のうち、要支援・要介護認定の更新申請をしている者であって、調査期間に認定調査の対象となる者（その家族を含む。）とする。（抽出枠）要支援・要介護認定者のうち、在宅で生活している者で、要支援・要介護認定の更新申請をしている者であり、かつ調査期間に認定調査の対象となる者（及びその家族）の全数

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）18,000 （配布）調査員・郵送 （取集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年6月1日～8月31日 現在 （系統）広島県－市町（認定調査員）－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成25年6月1日～8月31日

【調査事項】 1. 世帯類型、2. 家族の介護の状況、3. 介護者の就労状況、4. 排泄の方法・場所、5. 着替えの状況、6. 家族・友人等との会話の頻度、7. 介護保険以外の生活支援サービスの利用状況、8. 歯磨き、入れ歯の手入れ等の状況、9. 服薬状況、10. 入退院の状況、11. 健康管理や体調に関する相談先、12. 食事の摂取状況、13. 施設入所・入居の検討状況、14. 要介護・要支援認定の対象者と介護者（家族）の続柄、15. 介護者の心身の状況、16. 介護者の就労上の制約の有無、17. 介護者の疲労感とその対応、18. 施設入所・入居検討のきっかけ

※

【調査票名】 2－地域包括ケアシステム構築に向けたアンケート調査 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院 調査票B

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）医療機関 （属性）在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院 （抽出枠）東海北陸厚生局 届出受理医療機関名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）650 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）

自計（把握時）平成24年12月1日現在（一部の項目については、平成24年11月1日～11月30日の実績）（系統）愛知県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成24年12月中旬～翌年1月下旬

【調査事項】 1. 連携先医療機関数、2. 在宅における看取り件数、3. 在宅患者訪問診療料を算定している患者数等

※

【調査票名】 3－地域包括ケアシステム構築に向けたアンケート調査 居宅介護支援事業所 調査票

【調査対象】（地域）愛知県全域（単位）その他（属性）居宅介護支援事業所（抽出枠）愛知県介護保険施設・事業所指定状況一覧

【調査方法】（選定）全数（客体数）1,600（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成24年12月1日現在（一部の項目については、平成24年11月1日～11月30日の実績）（系統）愛知県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成24年12月中旬～翌年1月下旬

【調査事項】 1. 退院時カンファレンスの参加状況、2. 緊急時等居宅カンファレンスの参加状況、3. 平成24年11月分の介護報酬の算定状況等

【調査名】 グローバル人材に関する企業アンケート（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月15日

【実施機関】 岩手県政策地域部NPO・文化国際課

【目的】 本調査は、グローバル化の進展により、本件では今年度、「いわてグローバル人材育成ビジョン（仮）」を策定することとしており、県内企業が求める人材像や教育機関に対する要望などグローバル人材に関するニーズを把握し、本ビジョン策定の参考及び関係機関等との調整の基礎資料とするもの。

【調査の構成】 1ーグローバル人材に関する企業アンケート 調査票

※

【調査票名】 1ーグローバル人材に関する企業アンケート 調査票

【調査対象】 （地域）岩手県全域（全33市町村） （単位）事業所 （属性）岩手県内に所在する事業所 （抽出枠）選定に使用する名簿等：会社年鑑（2013年版）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1000／10000 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン・ファクシミリ （記入）自計 （把握時）平成25年4月1日 （系統）岩手県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）6月上旬に実施し、下旬に回収

【調査事項】

【調査名】 仙台市企業経営動向調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月16日

【実施機関】 仙台市経済局産業政策部経済企画課

【目的】 本調査は、市内事業所の経済動向を継続的に把握することにより、適切かつ効果的な経済施策を推進するための基礎資料作成を目的とするもの。

【調査の構成】 1－仙台市企業経営動向調査票

※

【調査票名】 1－仙台市企業経営動向調査票

【調査対象】 （地域）仙台市全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査名簿から、上記の産業大分類及び中小企業基本法を参考にした3つの従業者規模別に無作為抽出により選定

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000/48,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年四半期ごと（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月） （系統）仙台市一報告者

【周期・期日】 （周期）四半期（平成11年4月調査以降） （実施期日）4月中旬、7月中旬、10月中旬、1月中旬

【調査事項】 1. 売上、収益の状況、2. 製品単価、原材料価格の状況、3. 今期の在庫、労働力、設備、資金繰りの状況、4. 今後の従業員数、設備投資の予定、5. 業況、6. 業況の変化、7. 経営上の課題、8. 金融機関の貸出の対応

【調査名】 震災復興支援に向けた市内事業所に対するアンケート調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月16日

【実施機関】 仙台市経済局産業政策部経済企画課

【目的】 本調査は、震災による市内事業所の被害状況や回復状況の推移及び復興に向けた施策のニーズ等を継続的に把握することにより、適切かつ効果的な支援施策の企画立案のための基礎資料作成を目的とするもの。

【調査の構成】 1－震災復興支援に向けた市内事業所に対するアンケート調査票

※

【調査票名】 1－震災復興支援に向けた市内事業所に対するアンケート調査票

【調査対象】 （地域）仙台市全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査名簿から、上記の産業大分類及び中小企業基本法を参考にした3つの従業者規模別に無作為抽出により選定

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000/48,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年半年ごと（1～6月、7～12月） （系統）仙台市一報告者

【周期・期日】 （周期）半年（平成23年7月調査以降） （実施期日）7月中旬、1月中旬

【調査事項】 1. 震災直前と比較した概況、（1）受注量、生産・販売量、原材料の供給量、単価の変化（2）取引先数、資金繰り、従業員の雇用体制、2. 震災直前と比較した回復状況、（1）受注量、生産量、売上高、経常利益、労働力、3. 回復の阻害要因、復旧・復興需要、4. 各種支援策の利用状況、5. 復旧・復興を促進する支援策、6. 仙台市の経済行政、産業政策への意見等

【調査名】 福岡市商店街実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月20日

【実施機関】 福岡市経済観光文化局産業振興部振興課

【目的】 本調査は、福岡市内全商店街の現況と抱える課題を把握することにより、その調査結果を基に本市商店街支援施策を商店街の実情に即したものに修正を行い、ひいては商店街の活性化に繋げることを目的とするもの。

【調査の構成】 1－福岡市商店街実態調査票

※

【調査票名】 1－福岡市商店街実態調査票

【調査対象】 （地域）福岡市内全商店街 （単位） （属性）商店街代表者 （抽出枠）
本市で把握する各商店街代表者

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）157 （配布）調査員 （取集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成25年6月17日 （系統）福岡市一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）4年毎 （実施期日）平成25年6月17日から26年3月20日

【調査事項】 1. 基本属性、2. 団体の概要、3. 景況感、4. 団体の活動及び運営等、5. 団体における会員の加入状況、6. 団体が抱えている問題、7. 団体の施設、8. 取り組みと市への要望

【調査名】 市町村における住民の転入・転出理由に関するアンケート調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月22日

【実施機関】 茨城県企画部統計課

【目的】 本調査は、茨城県内の市町村における住民の転入・転出に係る理由を把握し、県及び市町村が実施する各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とするもの。

【調査の構成】 1－市町村における住民の転入・転出理由に関するアンケート調査票

※

【調査票名】 1－市町村における住民の転入・転出理由に関するアンケート調査票

【調査対象】 （地域）茨城県の市町村のうち、別に選定する市町村（単位）（属性）別に選定する市町村において、転入届及び転出届を提出する者（抽出枠）転入届及び転出届を市町村住民登録担当窓口へ提出する際に、併せて調査票を記載させ回収する。

【調査方法】 （選定）全数（客体数）調査期間中に転入又は転出する者に同じ（配布）市町村住民登録窓口（収集）市町村住民登録窓口（記入）自計（把握時）平成25年9月1日から平成25年9月30日まで（系統）茨城県－市町村－報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成25年9月1日から平成25年9月30日まで

【調査事項】 1. 転入元又は転出先、2. 移動する理由、3. 移動する者の性別及び年齢

※

【調査票名】 2－県外転出調査票

【調査対象】（地域）島根県全域（単位）個人（属性）（抽出枠）県外への転出者

【調査方法】（選定）全数（客体数）1,000（配布）その他（市町村窓口）（収集）その他（市町村窓口）（記入）自計（把握時）月（系統）島根県－市町村－報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査月（平成24年10月以降）翌月の10日

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月、3. 移動理由、4. 転出先

※

【調査票名】 3－職権調査票

【調査対象】（地域）島根県全域（単位）市町村（属性）市町村

【調査方法】（選定）全数（客体数）19（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）月（系統）島根県－報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査月 (平成24年10月以降) 翌月の10日

【調査事項】 1. 性別、2. 移動別、3. 出生年月 (住民基本台帳法第8条の規定により住民票の記載又は削除されることとなる者について)

【調査名】 神奈川県観光客消費動向等調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月24日

【実施機関】 神奈川県産業労働局観光商業部観光課

【目的】 本調査は、実効性のある新たな観光振興施策の展開や施策効果の検証を図るため、神奈川県内の各地域における観光客の動態や消費動向、満足度の要因や再来訪の意向などを調査する。

【調査の構成】 1－神奈川県観光客消費動向等調査票

※

【調査票名】 1－神奈川県観光客消費動向等調査票

【調査対象】 （地域）神奈川県全域 （単位） （属性）県内の観光地及び観光施設を訪れた観光客

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,000 （配布）調査員調査 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）四半期ごと （系統）県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）7月下旬、10月下旬、1月下旬、3月下旬

【調査事項】 1. 訪問者の属性、（1）年代、（2）居住地、（3）性別、2. 訪問者の動態、（1）訪問の目的、（2）目的地、（3）交通手段、（4）移動ルート、（5）満足度、（6）再来訪意向、3. 観光消費の状況、（1）消費の内訳、（2）消費のエリア

【調査名】 神奈川県入込観光客調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月24日

【実施機関】 神奈川県産業労働局観光商業部観光課

【目的】 本調査は、神奈川県内の各観光地を訪れる観光客の入込状況を把握し、県・市町村の観光施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－標準日実数調査票、2－観光施設利用者数調査票、3－観光宿泊施設利用者数調査票

※

【調査票名】 1－標準日実数調査票

【調査対象】 （地域）神奈川県全域（単位）（属性）市町村（抽出枠）神奈川県内の全33市町村が各自把握する観光施設及び観光宿泊施設

【調査方法】 （選定）全数（客体数）33（配布）オンライン調査、その他（取集）その他（Eメール）（記入）自計（把握時）四半期ごとの月別実績（系統）県一市町村

【周期・期日】（周期）四半期（実施期日）6月末日、9月末日、12月末日、3月末日

【調査事項】 1. 日帰り客数、2. 宿泊客数、3. 観光客宿泊費、4. 飲食費、5. その他消費額

※

【調査票名】 2－観光施設利用者数調査票

【調査対象】 （地域）神奈川県全域（単位）（属性）観光施設（抽出枠）神奈川県内の全33市町村が各自把握する観光施設及び観光宿泊施設

【調査方法】 （選定）全数（客体数）400（配布）オンライン調査、その他（Eメール）（取集）メール、電話、FAX（記入）自計、他計（把握時）四半期ごとの月別実績（系統）県一市町村一事業者

【周期・期日】（周期）四半期（実施期日）6月、9月、12月、3月末日

【調査事項】 1. 日帰り客数、2. 宿泊客数、3. 観光客宿泊費、4. 飲食費、5. その他消費額

※

【調査票名】 3－観光宿泊施設利用者数調査票

【調査対象】 （地域）神奈川県全域（単位）（属性）観光宿泊施設（抽出枠）神奈川県内の全33市町村が各自把握する観光施設及び観光宿泊施設

【調査方法】 （選定）全数（客体数）300（配布）オンライン調査、その他（Eメール）（取集）メール、電話、FAX（記入）自計、他計（把握時）四半期ごとの月別実績（系統）県一市町村一事業者

【周期・期日】 (周期) 四半期 (実施期日) 6 月、 9 月、 12 月、 3 月
末日

【調査事項】 1. 日帰り客数、2. 宿泊客数、3. 観光客宿泊費、4. 飲食費、5. そ
の他消費額

【調査名】 民間保育士給与調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月29日

【実施機関】 大阪市行政委員会事務局任用調査部

【目的】 本調査は、大阪市立の保育所に勤務する保育士と民間の保育施設に勤務する保育士の給与とを比較検討するための基礎資料の作成を目的とする。

【調査の構成】 1－民間保育士給与調査票

※

【調査票名】 1－民間保育士給与調査票

【調査対象】 （地域）大阪市全域 （単位）事業所 （属性）在籍児童30人以上の私立の認可外保育施設 （抽出枠）大阪市内認可外保育施設一覧を使用

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約30事業所 （配布）郵送・その他（職員）（収集）郵送・その他（職員） （記入）自計 （把握時）平成25年4月1日現在 （系統）大阪市行政委員会事務局－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年6月27日から7月31日まで

【調査事項】 保育施設名、保育施設所在地、設置法人名、法人所在地、保育施設従業員数、在籍児童数、作成者氏名・部署名、保育施設の電話番号、保育施設のFAX番号、職種、役職、雇用形態、就労形態、生年月、保育士資格の有無、決まって支給する給与総額（うち、時間外手当額、通勤手当額）、現施設（法人）への就任年月

【調査名】 ころとからだの健康調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月30日

【実施機関】 東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課

【目的】 本調査は、急激な高齢化率の上昇を踏まえ、高齢化に伴う認知症の生活実態および認知症に関する意識を把握し、認知症の理解を深め、認知症の早期発見、早期受診につながるための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－ころとからだの健康調査

※

【調査票名】 1－ころとからだの健康調査

【調査対象】 （地域）東京都町田市真光寺1～3丁目、真光寺町、能ヶ谷1～7丁目、広袴1～4丁目、広袴町、境川団地（木曾東2丁目、木曾東3丁目の一部）
（単位）個人 （属性）65歳以上の男女 （抽出枠）住民基本台帳より、平成25年3月31日時点で65歳以上である対象者

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）5,199 （配布）郵送 （収集）調査員（記入）併用 （把握時）平成25年6月17日現在 （系統）東京都－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年6月17日から平成25年7月26日まで

【調査事項】 1. 回答者の属性、2. 既往歴、3. 外出頻度、4. ソーシャルサポート状況、5. 自覚的認知機能低下の程度、6. 自覚的社会機能低下の程度、7. 精神的健康度、8. 日中の眠気

○届出統計調査の受理

(2) 変更

【調査名】 職種別民間給与実態調査附帯調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月1日

【実施機関】 新潟県人事委員会事務局総務課、新潟市人事委員会事務局

【目的】 本調査は、新潟県職員及び新潟市職員の諸手当について検討するため、人事院の一般統計調査である職種別民間給与実態調査の調査項目の附帯的事項として、民間事業所の諸手当の支給状況を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1－職種別民間給与実態調査附帯調査（平成25年度） 調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更等。

※

【調査票名】 1－職種別民間給与実態調査附帯調査（平成25年度） 調査票

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）事業所 （属性）4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所で次の産業に属するもの（ただし、次の経営形態のものを除く。1. 政府機関及びその関係機関、2. 地方公共団体及びその関係機関、3. 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、4. 企業組合等）日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」（中分類の郵便局に分類されるものを除く。）「サービス業」（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）（抽出枠）職種別民間給与実態調査管理名簿（新潟県、新潟市）

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）205／1,170（配布）職員（収集）職員（記入）他計（把握時）4月分の最終給与締切日現在（4月遡及改定を含む。）（系統）（新潟市以外）新潟県人事委員会－報告者、（新潟市）新潟市人事委員会－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）平成25年5月1日～平成25年6月18日

【調査事項】 通勤手当の支給状況 1. 交通用具使用者に対する通勤手当の支給制度等
2. 高速道路、新幹線等利用者に対する通勤手当の支給制度等

【調査名】 職種別民間給与実態調査附帯調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月7日

【実施機関】 大阪府人事委員会事務局給与課給与グループ、大阪市行政委員会事務局任用調査部調査課、堺市人事委員会事務局給与調整係

【目的】 本調査は、地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、地方公務員法第14条において、社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないとされている。そこで、職種別民間給与実態調査で把握しない事項について把握することを目的とし、職種別民間給与実態調査の附帯調査として本調査を実施する。

【調査の構成】 1－平成25年職種別民間給与実態調査 附帯調査票

※

【調査票名】 1－平成25年職種別民間給与実態調査 附帯調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）事業所 （属性）1－企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所（1）政府機関及びその関係機関（2）地方公共団体及びその関係機関（3）大使館・領事館及び国際連合等の関係機関（4）企業組合等 2－日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの（1）農業、林業（2）漁業（3）鉱業、採石業、砂利採取業（4）建設業（5）製造業（6）電気・ガス・熱供給・水道業（7）情報通信業（8）運輸業、郵便業（9）卸売業、小売業（10）金融業、保険業（11）不動産業、物品賃貸業（12）学術研究、専門・技術サービス業（13）宿泊業、飲食サービス業（14）生活関連サービス業、娯楽業（15）教育、学習支援業（16）医療、福祉（17）複合サービス業（中分類の郵便局に分類されるものを除く。）（18）サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）（抽出枠）職種別民間給与実態調査の母集団名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）500／4,800（配布）職員（取集）職員（記入）他計（把握時）平成25年5月1日現在（系統）大阪府人事委員会事務局－報告者、大阪市行政委員会事務局－報告者、堺市人事委員会事務局－報告者

【周期・期日】（周期）不定期（実施期日）平成25年5月1日～6月18日

【調査事項】 私傷病（労災を除く）による休暇・休職制度の状況、積立年休制度の状況、病気休暇制度の状況、病気休職制度の状況、傷病手当金の支給時期の状況、私傷病（労災を除く）による休暇・休職中の賃金保障の支給状況。

【調査名】 静岡市女性の労働実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月20日

【実施機関】 静岡市生活文化局市民生活部男女参画・市民協働推進課

【目的】 本調査は、静岡市に所在する事業所及びそこで働く女性の雇用・労働実態を把握し、雇用機会均等法順守の観点や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のための施策を推進する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－事業所調査票、2－従業員調査票

【備考】 1. 調査の周期、2. 選定に使用する名簿等、3. 調査の実施期間又は調査票の提出期限、4. 調査方法、5. 調査票の配布・回収

※

【調査票名】 1－従業員調査票

【調査対象】 （地域）静岡市内 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、従業員数30人以上の事業所（抽出枠）事業所母集団データベースから従事者数が30人以上の静岡市内の事業所を抽出したものを母集団名簿として、事業所の分類（上記属性的範囲参照）ごとに一定の抽出率（約17%）で無作為抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）300／1,754（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年7月1日（系統）静岡市一民間事業者一報告者

【周期・期日】（周期）おおむね5年ごと（実施期日）平成25年7月1日～8月31日

【調査事項】 1. 事業所、2. 従業員、3. 管理職、4. 教育訓練、5. 福利厚生、6. セクシュアル・ハラスメント、7. 女性の活用、8. 女性パートタイマー、9. 女性社員に対する職場の雰囲気、10. ワーク・ライフ・バランス

※

【調査票名】 2－従業員調査票

【調査対象】 （地域）静岡市内 （単位） （属性）日本標準産業分類に掲げる「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医

療、福祉]、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、従業員数30人以上の事業所（抽出枠）事業所母集団データベースから従事者数が30人以上の静岡市内の事業所を抽出したものを母集団名簿より抽出された事業所ごとに、6人を調査対象とする。調査対象は男女各3人を基本とするが、実際の抽出は各事業所に依頼する。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）1,800/158,524（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年7月1日（系統）静岡市→民間事業者→報告者

【周期・期日】（周期）おおむね5年ごと（実施期日）平成25年7月1日～8月31日

【調査事項】1. 本人、2. 労働時間、3. 有給休暇、4. 育児休業と介護休業、5. 管理職への昇進についての考え方と理由、6. 教育訓練の状況、7. 上司の性別についての考え方、8. セクシュアル・ハラスメントの有無、9. 働く理由、10. 仕事を選ぶ基準、11. 仕事を続けていく上での悩みや不安、12. 女性の就業、13. 正規従業員、14. パートタイマー、15. ワーク・ライフ・バランスの認知度や取り組み状況、希望

【調査名】 受動喫煙に関する県民意識調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月23日

【実施機関】 神奈川県保健福祉局保健医療部がん対策課

【目的】 本調査は、神奈川県民の受動喫煙に関する意識及び県内の公共的施設における受動喫煙防止対策の実施状況等を把握することにより、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し及び今後の受動喫煙防止対策推進方策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－受動喫煙に関する県民意識調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更等。なお、本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－受動喫煙に関する県民意識調査票

【調査対象】 （地域）神奈川県全域 （単位）個人 （属性）20歳以上の男女（抽出枠）住民基本台帳からの層化2段無作為抽出により選定

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000/7,417,268（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年6月1日現在（系統）神奈川県－報告者

【周期・期日】 （周期）2年（実施期日）平成25年6月17日～平成25年7月1日

【調査事項】 1. 属性（性別、年代、居住地域、喫煙習慣の有無）、2. 受動喫煙の認知度、3. 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度、4. 受動喫煙の曝露状況、5. 今後の受動喫煙防止対策についての意見 等

【調査名】 受動喫煙に関する施設調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月23日

【実施機関】 神奈川県保健福祉局保健医療部がん対策課

【目的】 本調査は、神奈川県内の公共的施設における受動喫煙防止対策の実施状況等を把握することにより、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し及び今後の受動喫煙防止対策推進方策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－受動喫煙に関する施設調査票

※

【調査票名】 1－受動喫煙に関する施設調査票

【調査対象】 （地域）神奈川県全域 （単位）個人 （属性）「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の規制対象施設（抽出枠）「平成21年経済センサス－基礎調査」等から施設種別ごとに層化無作為抽出により選定

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,500／192,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年6月1日現在 （系統）神奈川県－報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成25年6月17日～平成25年7月1日

【調査事項】 1. 属性（施設種別、形態、規模（面積））、2. 受動喫煙の認知度、3. 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の認知度、4. 受動喫煙防止対策の実施状況、5. 今後の受動喫煙防止対策についての意見 等

【調査名】 京都府民の意識調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月23日

【実施機関】 京都府政策企画部計画推進課

【目的】 本調査は、既存の統計資料では測定できない府民の生活実感に係る実態を調査し、その結果を分析することにより、京都府社会が、府政運営の指針である「明日の京都」がめざす「だれもがしあわせを実感できる社会」へと向かっているかどうかや、府政運営の方向性が府民意識とかけ離れていないかどうかなどを点検するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－京都府民の意識調査 調査票

※

【調査票名】 1－京都府民の意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）京都府全域 （単位）個人 （属性）京都府内在住の満20歳以上の府民 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,100／2,640,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）都道府県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年度6月

【調査事項】 1. 子育て・子育ち、教育に関する事項、2. 就労、医療・福祉、介護等に関する事項、3. 防犯・防災、食の安心・安全等に関する事項、4. 家族や友人、近隣や地域との絆に関する事項、5. 環境、文化に関する事項

【調査名】 労働条件等実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月23日

【実施機関】 和歌山県商工観光労働部労働政策課

【目的】 本調査は、和歌山県内の事業所に雇用される労働者の労働条件、各種制度等の実態を明らかにし、それらの改善と、労使関係の安定に資するための基礎資料を作成することを目的とする。

【調査の構成】 1－労働条件等実態調査票

※

【調査票名】 1－労働条件等実態調査票

【調査対象】 （地域）和歌山県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類 1. 建設業、2. 製造業、3. 電気・ガス・熱供給・水道業、4. 情報通信業、5. 運輸業、郵便業、6. 卸売業、小売業、7. 金融業、保険業、8. 不動産業、物品賃貸業、9. 学術研究、専門・技術サービス業、10. 宿泊業、飲食サービス業、11. 生活関連サービス業、娯楽業、12. 教育、学習支援業、13. 医療、福祉、14. 複合サービス事業、15. サービス業（他に分類されないもの）に属する事業所のうち、常用雇用者が10人以上の事業所（抽出枠）平成21年経済センサス－基礎調査 1. 常用雇用者が30人以上の事業所は全事業所を選定（1400事業所）2. 常用雇用者10人以上30人未満の単独事業所、本所は、産業分類別に層化抽出により選定（600事業所）

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,000／6,400（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）毎年7月31日現在（系統）和歌山県－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年7月26日～8月31日

【調査事項】 1－事業所の現況（1. 事業所名、所在地、産業分類等、2. 事業所の労働者数）、2－賃金、労働時間（1. 賃金体系、2. 休暇制度、3. 多様な就労形態、4. 週休制、5. 年次有給休暇及びその付与方法、6. 時間外労働の割増賃金率について、7. 労使間での労働条件の話し合いについて）、3－定年制（1. 定年制の有無、形態、2. 定年後の制度）、4－育児・介護休業制度等（1. 育児休業制度の規定の有無、内容、2. 育児休業制度の男女別利用者数、3. 育児休業の利用期間別人数、4. 育児休業を取得する際の雇用管理、5. 介護休業制度の規定の有無、内容、6. 介護休業制度の男女別利用者数、7. 育児・介護のための支援措置、8. 託児施設の運営がある場合の年間利用者数、9. 育児休業・介護休業の導入及び運用における問題点、10. 子の看護休暇制度の規定の有無、内容、11. 子の看護休暇制度の利用者数、12. 介護休暇制度の規定の有無、内容）、5－パートタ

イム労働者（1. 一般労働者、パートタイム労働者に適用される制度、2. パートタイム労働者の労働契約、3. パートタイム労働者に対する労働条件の有無、4. パートタイム労働者から正社員への登用）、6－公益通報者保護法（1. 公益通報についての規定、相談窓口の有無、2. 通報、相談の有無）、7－人事・労務管理（1. 管理職及びそのうちの女性の管理職の人数、2. 女性の出産後の就労状況、3. 職場におけるセクシュアルハラスメント等に対する取り組み、4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する取り組み、4. メンタルヘルスケアに関する取り組み、5. 人事・労務管理についての関心事）

【調査名】 夏季一時金等要求・妥結状況調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月29日

【実施機関】 茨城県商工労働部労働政策課

【目的】 本調査は、茨城県内企業の要求・妥結状況を把握し、労使関係者の参考資料として提供し、労使関係の安定に資する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－夏季一時金等要求・妥結状況調査 調査票

※

【調査票名】 1－夏季一時金等要求・妥結状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）茨城県全域 （単位）労働組合 （属性）労働法適用組合 （抽出枠）労働組合基礎調査結果

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）300／850 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年7月上旬～8月中旬 （系統）茨城県－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月上旬～8月中旬

【調査事項】 1. 組合名、2. 組合員数、3. 平均賃金、4. 平均年齢、5. 要求額、6. 要求月日、7. 妥結額、8. 妥結月日、9. 一時金の決定方式等

【調査名】 広島県職場環境実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年5月31日

【実施機関】 広島県商工労働局雇用労働政策課

【目的】 本調査は、広島県内企業における職場環境の整備状況等の実態を調査して明らかにし、効果的な行政施策を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－事業主調査票

※

【調査票名】 1－事業主調査票

【調査対象】 （地域）広島県全域 （単位）事業所 （属性）平成21年度経済センサス－基礎調査において調査対象とされ、かつ、常用労働者数10人以上の民営の本所（単独事業所を含む）事業所（農林漁業及び鉱業を除く産業に属する）（抽出枠）平成21年度経済センサス－基礎調査対象企業等名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,500/11,406 （配布）郵送 （収集）郵送・FAX （記入）自計 （把握時）毎年6月1日現在 （系統）広島県－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年6月1日～19日

【調査事項】 1. 事業所について、2. 仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）について、3. 男女雇用機会均等法関連について、4. パワーハラスメント対策について、5. 育児休業制度等について、6. 介護休業制度等について、7. 年次有給休暇について、8. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定等について、9. 障害者の雇用について、10. 高年齢者の雇用について、11. 若年者の雇用について、12. 広島県の取組について、13. 行政への要望について